

債権の放棄について

高山市債権管理条例（令和3年高山市条例第16号）第7条第1項の規定により、令和6年3月31日に市の債権を下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

記

債権の名称	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
市営住宅使用料	第2号 破産免責	1	130,800
	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	12	3,880,647
市営住宅駐車場使用料	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	2	343,880
水道料金	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	4	53,097
	第2号 破産免責	7	2,206,548
	第4号 徴収停止後の期間経過	6	229,982
	第6号 相続限定承認、相続放棄又は相続人不存在	3	33,918
福祉金庫資金	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	2	210,000
国民健康保険診療報酬 返納金	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	1	17,017
土地貸付料	第3号 強制執行後の無資力等	1	630,000
合 計		39	7,735,889

※放棄事由の欄中、号数については、高山市債権管理条例第7条第1項各号の号数を示している。